

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1, 2, 3, 4号炉設置変更(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策))【19】」

2. 日時：令和2年7月9日 10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

小山田安全規制調整官、岩田安全管理調査官、江崎企画調査官、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、井上主任安全審査官、永井主任安全審査官、藤原主任安全審査官、松野安全審査専門職、田澤審査チーム員、立元審査チーム員、府川審査チーム員、杉原技術参与

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部長 他14名※

5. 要旨

(1) 関西電力から、高浜発電所の原子炉設置変更許可申請(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策)のうち、基準津波の策定について、本年7月3日提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行ったが、前回までのヒアリングで求めた詳細説明への対応が未了であるなど、十分な事実確認ができなかったことから、前回までのヒアリング時の繰り返しとなるものを含め、以下の点について、詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○(一部繰り返し事項) 基準津波3及び基準津波4に関する記載のうち、基準津波及びその選定過程に対する説明、また、破壊伝播速度及び崩壊規模に関する記載については、以下の点に留意して、再考・整理すること。

- ・「最大値」という表現については、津波水位評価時のパラメータ設定プロセスを踏まえ、誤解を招くことない適切な表現となるようにすること。
- ・「波源」という表現については、波源そのもの(位置やその特性)のみを示す場合と波源及び詳細なパラメータ設定とを合わせて示す場合とが混在しているように見受けられるため、整理すること。
- ・トリガーを設定するための検討は、基準津波3及び基準津波4の波源及びパラメータ設定の範疇で実施できる旨が伝わる破壊伝播速度及び崩壊規模に関する説明とすること

○(繰り返し事項) 基準津波の時刻歴波形について、敷地への影響が最も大きい場合のパラメータを用いて策定したものであることを示すこと等により、申請書に記載する基準津波の時刻歴波形の位置づけを整理すること。

○海底地すべりによる津波水位評価に関するまとめについては、基準津波の選定方針

との整合するよう適正化すること。

○基準津波の選定だけでなく、トリガー設定及び入力津波設定の検討におけるパラメータ設定に関する考え方を整理して、説明すること。

○今回申請分のまとめ資料（資料1）と基準津波全体に関するまとめ資料（資料3）とで、以下に示すような記載の不一致等を適正化すること。

- ・「計算手法及び計算条件」のうち、時間格子間隔について。
- ・基準津波の選定に係る記載について。とくに基準津波1及び基準津波2に関するもの。

（3）関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料（令和2年7月3日提出済み）：

- ・高浜発電所1～4号炉津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係る基準津波評価について
- ・高浜発電所1～4号炉津波警報が発表されない可能性のある津波への対応に係る基準津波評価について（参考資料）
- ・高浜発電所1～4号炉 基準津波について

以上